

船舶事故調査報告書

平成26年3月6日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）
委員 庄 司 邦 昭
委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成25年11月8日 14時50分ごろ
発生場所	山口県下関市角島 ^{つのしま} 南西岸沖 下関市所在の角島港南防波堤灯台から真方位233° 2,200m 付近 (概位 北緯34° 20.4′ 東経130° 50.0′)
事故調査の経過	平成25年11月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 ^{こうりゅう} 幸隆丸、2.5トン YG3-48315（漁船登録番号）、個人所有 9.00m (Lr) × 2.40m × 0.85m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数50、昭和58年10月26日 B 漁船 あさみ丸、2.4トン YG3-55477（漁船登録番号）、個人所有 9.20m (Lr) × 1.98m × 0.78m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、平成8年10月8日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 73歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成7年3月30日 免許証交付日 平成25年1月18日 (平成27年3月29日まで有効) B 船長B 男性 66歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成15年7月18日 免許証交付日 平成24年11月28日 (平成30年7月21日まで有効)
死傷者等	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A なし B 右舷船尾部に凹損
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、角島南西岸沖で流し釣り漁を行

	<p>っていたところ、船長Aは、潮上りを行うこととしたが、潮上りを行う前、船首方を見たところ、右舷方に漂泊して釣りをを行っている5、6隻の漁船群を認め、最も右端にいたと思った漁船の右側を通過することとし、操舵室に左上半身及び左足を入れ、左手で舵輪を握り、約7～8ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で南西進中、平成25年11月8日14時50分ごろ、角島南西岸沖において、A船の船首とB船の右舷船尾が衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、角島南西岸沖で機関を中立とし、船首をほぼ西北西方に向け、北方に流れる約1knの潮流に乗って漂泊して釣りを行っていた。</p> <p>船長Bは、右舷中央部舷縁付近で北北東方を向き、立った姿勢で釣りを行っていたとき、右舷方約30mに接近するA船を認めたが、そのうちにA船が速力を落としてB船の船尾を回り込むものと思いながら、見張りを続けていた。</p> <p>船長Bは、A船が速力を落とさずにB船に接近したので、危険を感じ、操舵室に行き、機関を全速力前進に入れたが、B船とA船が衝突した。</p> <p>船長Aは、携帯電話で救急車の要請を行い、両船共に自力で下関市二見漁港に帰った。</p> <p>船長Bは、右肋骨不全骨折、頭部打撲及び鼻骨骨折と診断された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期、潮流 北流約1kn</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aが、潮上りを行う距離は50～60mであった。</p> <p>船長A及び船長Bは、付近で互いの船が操業していることを知っていた。</p> <p>船長A及び船長Bは、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>B船には汽笛が装備されていたが、本事故当時は故障しており、使用できない状態であった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、角島南西岸沖で潮上りをしようとして南西進中、船長Aが、潮上りを行う前、船首方を見たところ、右舷方に漂泊して釣りをしている5、6隻の漁船群を認め、最も右端にいたと思った漁船の右側を通過しようと思って航行していたが、B船に気付かなかったことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、角島南西岸沖で釣りをし漂泊中、船長Bが、右舷方からB船に向けて接近するA船を視認し、A船が減速してB船の船尾を回り込むものと思い、釣りを続けていたことから、A船と衝突したもの</p>

	と考えられる。
原因	本事故は、角島南西岸沖において、A船が南西進中、B船が釣りを して漂泊中、船長AがB船に気付かず、また、船長Bが、A船が減速 してB船の船尾を回り込むものと思い、釣りを続けていたため、両船 が衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え られる。 <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、常時、適切な見張りを行うこと。 ・近距離で他船が自船に向けて接近する場合、速やかに注意喚起を 行うとともに、移動できる準備を行うこと。